内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査，2018」

データ使用の手続きについて

　誓約事項を必ずよくお読みいただき、内容を理解いただいた上でご申請ください。

利用の申請から承認までは時間がかかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。

（注）本調査は令和5年4月1日より、こども家庭庁に移管されました。

**内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査，2018」**

**データ利用にあたっての誓約事項**

1　提供された「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査，2018」データは、学術目的での二次分析にのみ使用します。

2　提供された個票データは、本申請書に署名したものだけが利用し、第三者には再提供しません。

3　データの利用場所、保管場所、及び管理方法を記入してください。記入通りの使用を厳守します。

|  |
| --- |
| データの利用場所（例：〇〇研究室や、利用パソコンのセキュリティ対策、アクセスが制約された情報システム環境など。） |
| データの保管場所（例：〇〇研究室のデスクトップパソコンや、集計作業等によって生成される情報等を含む中間生成物及び廃棄物についての格納先など。） |
| データの管理方法（例：データの暗号化対策や、集計作業等によって生成される情報等を含む中間生成物及び廃棄物について漏えい事故を防止するための対策など。） |

4　分析結果を公表する際は、事前にSSJデータアーカイブ（ssjda@iss.u-tokyo.ac.jp）まで公表する内容（集計・分析結果の図表）を提出し、こども家庭庁の許可を得ることとします。

5　集計した結果を公表する場合、有償で配布しないことを厳守します。

6　利用期限終了後は、個票データを消去して、利用報告書をSSJデータアーカイブに提出します。その際、論文等を発表していれば、2部同封します。論文等の発表がない場合、SSJデータアーカイブにその旨を届け出ます。

7　その他に、こども家庭庁およびSSJデータアーカイブの指示に従います。

8　提供された個票データ等の利用により何らかの不利益を被ったとしても、こども家庭庁およびSSJデータアーカイブの責任は一切問いません。

利用に当たり、上記誓約事項を厳守します。

　　　　（自署または捺印）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 印 |

申請者が大学院生の場合

　以下の欄に**指導教員の自署または捺印**が必要です

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導教員氏名・捺印 | | | |  | 所属 (大学・学部・学科を明記) | | |  | 職名 |
| 印 | | | |  |  | | |  |  |
| Tel |  | Fax |  | | | E-mail |  | | |